

第 5 回

農業委員会総会議事録

平成 23 年 11 月 28 日(月)

幕別町農業委員会

第5回幕別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年11月28日（月）午後2時30分から午後3時55分まで

2. 開催場所 ふれあいセンター福寿会議室

3. 出席委員（24名）

会長	25番	杉坂	達男
会長職務代理者	24番	谷内	雅貴
委員	1番	国枝	隆幸
	2番	香西	浩志
	3番	齊藤	正孝
	4番	山田	学
	6番	小原喜久雄	
	7番	石川	雅洋
	8番	尾藤	欣二
	9番	向井	知己
	10番	杉本	義昭
	11番	鯖戸	英明
	12番	田邊	忠幸
	13番	高橋	秀樹
	14番	鬼頭	良市
	15番	東口	政秋
	16番	蛭原	一治
	17番	森	勤子
	18番	中島	孝
	19番	白木	孝和
	20番	岡崎	稔
	21番	宗廣	武夫
	22番	加藤	宏
	23番	齊藤	一男

4. 欠席委員（名）

5番 大道 健實

5. 議事日程

1) 開会

2) 議事録署名委員の指名

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 講演会及び地区別農業委員研修会について

第2号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

第3号 農地法第5条の規定による許可について

第4号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

5) 議案

第1号 幕別町農業振興地域整備計画の変更協議について

第2号 農用地の買入協議に係る要請について

- 第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 5 号 現況証明について
- 6) 協議
- 7) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野坂 正美
忠類支局長	細澤 正典
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	廣瀬 紀幸
農地振興係主査	檜木 良美
農地振興係主任	佐々木 哲也

7. 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第 8 条第 1 項の規定により、定足数に達しております。ただいまから第 5 回幕別町農業委員会総会を開催いたします。
議長	次に議事録署名委員を 2 名、議長より指名いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 (発言なし)
議長	それでは、異議なしとします。
議長	議事録署名委員には 9 番向井委員、10 番杉本委員にお願いいたします。
議長	次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第 4 条の規定により、5 番大道委員より欠席する旨の届出が、ございましたので報告いたします。
議長	次に、報告第 1 号「講演会及び地区別農業委員研修会について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。
事務局	報告第 1 号「講演会及び地区別農業委員研修会について」ご報告いたします。資料は、特に用意してございませんので口頭で説明をさせていただきます。去る 11 月 4 日、帯広市十勝プラザによって開催されました十勝農業委員連合会主催の講演会と北海道農業会議主催の地区別農業委員研修会についてご報告をいたします。午前中に講演会が行われまして、専修大学北海道短期大学教授の小林昭裕氏より、十勝における農村景観の保全と活用と題しまして講演が行われました。講演は、農村景観を取り巻く状況が大きく様変わりしていく中、十勝には素晴らしい農村景観があり今後の景観作りには、自分達らしさや地域にあったルールを決め、世代に継承させていく事が大切であ

	るという内容の講演でした。また、午後からの研修会では、北海道農業会議の佐久間事務局次長より農業と農業委員会をめぐる情勢についてと例題しまして TPP に関する動向、10 月に閣議決定されました農業再生の為の基本計画と構造計画の説明、さらに平成 24 年度の農業と農業委員会関係予算の概算要求についての説明がありました。次に、同じく農業会議の水尻技師より農地制度の概要についてと農地転用許可制度の説明があったところであります。以上で内容が終わり研修会の方を終了しております。以上で報告とさせていただきます。
議長	ただ今、報告第 1 号について内容の報告がございました。特にご質問等ありませんか。 (発言なし)
議長	ありませんか。それでは無いようですから、以上で報告第 1 号を終わります。
議長	次に、報告第 2 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第 2 号 1 番から 12 番まで説明をいたします。
事務局	報告第 2 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書 1 ページから 4 ページまでの 12 件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので書類を受理いたしました。以上で説明を終わります。
議長	ただ今の報告第 1 号 1 番から 12 番についての内容説明がございました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。報告第 2 号 1 番から 12 番については、報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第 3 号 1 番から 2 番の説明をお願いいたします。
事務局	報告第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可について」。農地法第 5 条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書 5 ページから 6 ページの 9 月 29 日第 3 回総会で審議された 2 件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成 23 年 11 月 1 日付けで許可をしております。
議長	ただいま報告第 3 号 1 番、2 番について、説明をいたしました。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。報告第 3 号 1 番、2 番については、報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第 4 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第 4 号 1 番から 6 番の説明をいたします。
事務局	報告第 4 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告いたします。ページは、7 ページから 9 ページでございます。幕別町農業振興公社が、11 月 21 日に 1 番から 4 番までの 4 件、11 月 22 日に 5 番、6 番の 2 件の利用調整をそれぞれ行っております。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、4 番に現況地目、施設用地が入っておりますが、これは農地保有合理化事業の公社営農場リース事業という、北海道農業開発公社が農地と施設を一括取得した後、新規就農者に一定期間リースして、売り渡す事業があります。4 番の案件はこの事業にのせることから施設用地が含まれております。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの報告第 4 号 1 番から 6 番について説明いたしました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。報告第 4 号 1 番から 6 番については、報告のとおり承認をされました。
議長	ここで休憩をいたします。今、農林課の皆さん来られますから、それまでの間だけです。
	(午後 2 時 45 分から午後 2 時 46 分まで休憩)
議長	それでは、休憩を解きます。
議長	それでは議案第 1 号「幕別町農業振興地域整備計画の変更協議について」を議題といたします。農林課から議案の第 1 号の説明をいたします。
農林課長	協議内容の説明に入ります前に一言ご挨拶をいたしたいと思います。私、経済部農林課長の菅野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、日頃から本町の農業振興は元より、町づくりの各般に渡りましてご支援ご協力いただいておりますことに、この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。本日、協議をお願いしております農業振興地域整備計画につきましては、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づきまして市町村が作成する計画でありますけれども、今回の変更は調査の計画の上位計画であります北海道の基本方針の変更に伴

うもの、あるいは先の耕作放棄地の全体調査におきまして、非農地と判断されたものの判断未了とされたものが主なものとなっております。後は詳細につきましては、担当から説明させていただきたいと思いますが、ここで担当職員を紹介させていただきたいと思います。私の隣が、農林課農政係長の白坂です。

農政係長

白坂です。よろしくお願いいたします。

農林課長

その隣が、同じく農政係の小笠原です。

農政係

小笠原と申します。よろしくお願いいたします。

農林課長

それでは、説明させていただきたいと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

農政係長

それでは私の方から、今回の農業振興地域整備計画変更につきまして、内容の方ご説明させていただきます。座って説明させていただきたいと思えます。今回、事前にお配りした資料の方のご確認をさせていただきたいと思えます。資料は、全部で3つですけれども、まず資料1としまして「農業振興地域整備計画変更の概要」という、こちらA4版の縦の資料と、続きまして資料2としまして「幕別町農業振興地域整備計画一部改正新旧対照表」というA4横の資料が1つ、そして最後に資料3としまして「幕別町農業振興地域整備計画書」という、こちら3部、資料の方お配りしております。お手元にございますか。早速ですけれども、ご説明をさせていただきたいと思えます。今回の変更ですけれども、今、農林課長の方からありましたように主な内容としましては、いわゆる農振法、こちらの方に規定されていますけれども、市町村が農業振興地域基本方針の変更により必要が生じた時には、農業振興地域整備計画を変更しなければならないというこちらの農振法の規定に基づいて変更するというのが主な内容となっております、その他、2つの除外案件を除きまして大きく分けて3つの変更内容となっております。それでは、資料の右上に資料1とある、こちら資料1の資料を使って、今回の変更の内容についてご説明させて頂きたいと思えます。こちらの資料ですけれども、3つの変更内容をそれぞれまとめたものということになっておりますけれども、まず1つ目の変更としまして1ページ目の①になりますけれども「道基本方針の変更に基づく変更」、こちらが何度も説明しておりますように農振法第13条に基づく変更ということですが、この道の基本方針といいますのは、北海道が策定しているものでありまして、市町村の農業振興地域整備計画の策定に際しまして、その基準ないし基準となるべき事項などにつきまして、定めたものということとなっておりますけれども、こちら一昨年の農振法等の改正に即した形で、昨年、北海道でこの基本方針というのを変更しております、それに合わせる形で、今回、町の整備計画につきましても変更をするというものであります。変更の内容ですけれども、こちらに書いてありますとおり、農用地区域内の農地面積の目標が定められたということ。こちらの変更内容ですけれども、この目標が定められたということとともに、その目標に向けまして、上の四角の枠にあります、ちょうどアンダーラインを引いたところになるんですが、農用地区域内への積極的な編入・除外抑制等、また耕作放棄地の発生抑制・再生等、農地確保に向けた基本的な考え方を明記するといった内容となっております。このうち農地面積の目標につ

きましては、北海道としましては、平成 21 年の農地面積 110 万ヘクタール、これから平成 32 年時点での目標を 110.4 万ヘクタールにするということで設定をしているところでありまして、それに向けた考え方としまして、下の白い四角の項目にもありますとおり、3 つの考え方というのを打ち出しております。まず 1 つ目が法改正ですけれども、これは農振法施行令の改正になりますけれども（１）にありますとおり「農用地区域への編入促進」としまして、集团的農用地の面積要件を 20 ヘクタール以上から 10 ヘクタール以上に引き下げるということで編入の促進を図るというものであります。残りの 2 つにつきましては、道独自の基準となりますけれども、（２）の「優良農地の積極的な編入」としまして、10 ヘクタール未満の団地の農用地であっても生産性の高いものは積極的に編入をするというもの。また（３）としまして「農地への転換促進」として農地利用が望ましい採草放牧地の農地転換を促進するという考え方を打ち出しております。この内容、今回、町の整備計画に反映することとしておりまして、下の点線枠に囲まれているところになりますけれども、まず（１）の「農用地区域への編入促進」につきましては、マスタープランにおける農用地区域の設定方針の項目の中で、集团的農地の記載を 20 ヘクタール以上から 10 ヘクタール以上に変更ということとしております。次に（２）ですけれども「優良農地の積極的な編入」。こちらにつきましては、10 ヘクタール未満でありますけれども今年の 3 月、市街化区域の逆線引きで市街化区域から外れました旭町の 5.3 ヘクタールの土地につきまして、農用地区域に編入することとしています。次に（３）なんですけれども「農地への転換促進」としましては、採草放牧地を農地に変換することでありまして、一部現況に合わせて除外しているところもありますが、町営牧場・新和地区・日新地区及び豊岡地区の用地、合計 645.1 ヘクタールを新たに編入することとしております。こちらにつきましては、採草地として利用しているところではありますけれども、採草地でありましても肥培管理している土地につきましては、農地として位置付けられているということから変換をするというものでありまして、利用形態を変えるというものではありません。また内容につきましても、地権者と確認の上の転換ということとしております。以上が道の基本方針の変更に伴います変更内容となっております。次に 2 ページ目をご覧ください。続きまして変更の②ですけれども「農地・非農地判断基準第 2 の 2 に基づき非農地とされた土地に係る除外」ということでありますけれども、こちらにつきましては、昨年、農業委員会によります耕作放棄地全体調査におきまして、把握をされました農地に該当しないと判断するに至っていない判断未了となっている土地につきまして、農林水産省経営局長通知であります「耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断基準等について」、こちらの通知に基づきまして、10 月 11 日付けで文章にて町の方から農業委員会に対しまして、農地に該当するか否かの判断を依頼したところでありますけれども、農業委員会によります 10 月 21 日の現地調査を受けまして、10 月 28 日の総会におきまして非農地と判断をいただいた土地のうち、今後におきましても農地への利用見込みが無いと判断されるもので、現況が農地である、こちらの 6 筆合計 6.4 ヘクタールにつきまして、農用地区域から除外をするというものであります。最後に、変更の③なんですけれども「電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する施設等用地に係る除外」でありますけれども、これはいわゆる電気通信事業者によります携帯電話の電波塔、こちらの設置に当たるものでありまして、通常、農用地区域内で建設物を建設する際には、農用地区域からの除外及び開発行為の許可というのが必要になりますけれども

も、これらの施設につきましては、農振法及び農振法施行規制の規定によりまして、開発行為に対する許可が不要な施設ということとなっております、この開発行為の許可が不要な施設につきましては、国によります農業振興地域制度に関するガイドラインという通知によりまして、農用地区域からの除外をせずに整備をすることが可能ということとなっております、その場合につきましては、整備後に除外をするということとなっておりますことから、今回これらの施設に係る用地につきまして、8筆 0.3ヘクタールをまとめて除外をするというものであります。以上が今回の変更内容ということでありまして、これをまとめた表が3ページ目にあります「農用地利用計画の変更」。こちらの表になっておりまして、変更事由の①②③によりまして、それぞれの区分の移動を、表の方にまとめています。合計欄を見ていただきますと、今回の3つの変更によりまして、まず農地としましては編入が5.3ヘクタール、除外が8.9ヘクタール、用途変更が648.5ヘクタールということで農地としましては、644.9ヘクタールの増、採草放牧地でございますと除外が19.8ヘクタール、用途変更が645.1ヘクタールで664.9ヘクタールの減、混牧林地としましては、除外が2.9ヘクタール、用途変更が3.4ヘクタールで6.3ヘクタール減ということとなっております。資料1の説明は、こちらで終わらせていただきます。次に、実際に町の整備計画書が、今回の変更によってどのように変わったかということにつきまして、資料2の新旧対照表の方をご覧くださいませでしょうか。こちらにつきましては、改定内容を現行と改正後ということで比較したものとなっております、右側が現行、左側が変更後ということとなっております。まず上から行きますと『第1農用地利用計画の1、土地利用区分の方向（1）土地利用の方向のア、土地利用の構想』でありますけれども、こちらにつきましては、町の農業振興地域における土地利用につきまして、現在と目標点における用途分別の内訳を定めた表ということとなっております、この内の目標点につきまして、今回の変更内容を反映させていただいた数字ということで変更しておりますけれども、実際これらの数字につきましては、今回の3つの変更の他に、これまで宅地の除外など随時見直しを行ってきた分があります、そちらにつきましても含めた数字ということとなっております。中身としましては、農用地で言いますと、まず現行、これ右側の表になりますけれども、現行の目標値であります23,225ヘクタール、これが変更後、左側の表になるんですけども、変更後の農用地の目標としては23,195ヘクタールに、農業用施設用地としては456ヘクタールから466ヘクタールに、森林・原野でございますと14,643ヘクタールから14,668ヘクタールに、その森林・原野のうちの括弧書きにあります混牧林地につきましては、12ヘクタールから5ヘクタールに、そして、その他として3,764ヘクタールから3,765ヘクタールに目標値を変更しております、合計としましては、市街化区域の逆線引きによる編入、旭町の編入がありますので、その分の6ヘクタールの増ということとなっております。次に『イ農用地区域の設定方針の（ア）の現況農用地』についての農用地区域の設定方針でありますけれども、本文中の現況農用地の面積につきましても、上の表の変更に合わせてまして23,225ヘクタールから23,195ヘクタールに変更しております。また設定方針の中の『A、集団的に存在する農用地』。こちらにつきましても、先ほどご説明させていただきました、道の基本方針の変更に合わせて20ヘクタール以上から10ヘクタール以上に変更しております。次に、2ページをご覧ください。2ページの上ですけれども『（2）農業上の土地利用の方向』のア、農用地等利用の方針でありますけれども、こちらの表は、農業振興地域内におけます農用地等についての利用方針とい

うことでありまして、先ほどの 1 ページの土地利用の方向における表と同様ですけれども、現況と将来の表の対比ということとなっております。それぞれ農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地ということでもありますけれども、これらにつきまして、将来の欄の数字を今回の変更内容に反映させた数字ということで変更しております。次にイの用途区分の構想ですけれども、本整備計画こちらの（ア）（イ）（ウ）にありますとおり、町を A－1、A－2、A－3 の 3 地区、具体的に言いますと A－1 につきましては町の北部地域、A－2 が中部地域、A－3 が旧忠類村の地域ということですが、これら 3 地区に分けて、それぞれの地区について農地をどれだけ確保するかなどの用途区分ごとの構想について、明記をしているものということとなっておりますけれども、その本文中の面積につきましても、今回の変更の内容を反映するとともに本文の文言につきまして現状に合った内容に文言の整理をさせていただいております。次に 3 ページをご覧ください。3 ページの『第 3 農用地等の保全計画の 1 農用地等の保全の方向』でありますけれども、こちらにつきましては、今回の 3 つの変更内容とは直接関係はありませんけれども、本文中に品目横断的経営安定対策といった表現においてですね、現状と合わない部分がありますことから、その部分につきまして文言整理をしております。次に下の『3 農用地等の保全のための活動』でありますけれども、こちら 4 ページ目をご覧ください。こちら、耕作放棄地の調査結果を表としてまとめたものということとなっておりますけれども、このうち地区内農地面積の欄、左から 2 番目の欄になりますけれども、こちらにつきましても変更内容を反映させた数字ということとしております。以上、新旧対照表によります整備計画書の変更についての説明とさせていただきます。なお、実際の変更後の整備計画書を、資料 3 として配布しておりますので、参考にいただければと思います。以上、ざっぱくではありますけれども、今回の農業振興地域整備計画の変更についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは説明が終わりましたから、質疑を行います。ございませんか。

（発言なし）

議長

質疑なしとします。

議長

それでは議案第 1 号については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって、議案第 1 号は原案のとおり決しました。

議長

ここで農林課の皆さんが退出されますから、いったん休憩いたします。

（午後 3 時から午後 3 時 2 分まで休憩）

議長

それでは、休憩を解きます。

議長	議案第 2 号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。事務局から議案第 2 号 1 番から 7 番を説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 1 番から 7 番を議案書をもとに朗読】
事務局	議案第 2 号は、報告第 4 号の幕別町農業振興公社が行った利用調整についてでございます。幕別町に対しまして農業経営基盤強化促進法第 13 条第 1 項に基づき要請をするものであります。なお 4 番 12 ページ、4 番・5 番の現況地目、施設用地につきましては先ほど報告第 4 号で説明した内容と同様でありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議長	はい。ただいま議案第 2 号の 1 番から 7 番の説明がございました。
議長	質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号の 1 番から 7 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号の 1 番から 7 番までは、原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から議案第 3 号 1 番から 6 番について説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番から 6 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書の 1 ページから 3 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
24 番	この案件につきましては、更新でございます。それぞれの借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。宜しくお願いいたします。
議長	質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号の 1 番から 6 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号の 1 番から 6 番については、原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 3 号 7 番から 10 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 7 番から 10 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書の 4 ページ、5 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2 番	この案件につきましては、更新でございます。それぞれの借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 7 番から 10 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 3 号の 7 番から 10 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 3 号 11 番、12 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 11 番、12 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 6 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ここで地区担当農業委員からの補足説明がございますが、大道委員が欠席でございますから事務局から説明をいたします。

事務局	事務局から説明いたします。この案件につきましては更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号の 11 番、12 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 3 号の 11 番、12 番は原案のとおり決しました。
議長	次の議案第 3 号 13 番、14 番につきましては、中島委員の事案が含まれておりますから、農業委員会法第 24 条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。 (18 番中島委員退席)
議長	それでは議案第 3 号の 13 番、14 番について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	【議案第 3 号 13 番、14 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 7 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
13 番	この案件につきましては、議事参与の関係上、退席しておりますことから中島委員の担当でございますが、利用調整会議に私も出席いたして説明させていただきました。それで説明させていただきます。本件は、今月 18 日に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	異議なしとします。採決をいたします。議案第 3 号の 13 番、14 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって、議案第 3 号の 13 番、14 番は原案のとおり可決いたしました。
	(18 番中島委員着席)
議長	それでは次に議案第 3 号 15 番から 24 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 15 番から 24 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 8 ページから 12 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2 番	この案件につきましては、今月 22 日に町公社において利用調整を行ったものでございます。それぞれ借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号の 15 番から 24 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 3 号 15 番から 24 番までは、原案のとおり可決しました。
議長	次に議案第 3 号 25 番から 28 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 25 番から 28 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 13 ページ、14 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
21 番	この案件につきましては、今月 22 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。それぞれ借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長	それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号の 25 番から 28 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 3 号の 25 番から 28 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 3 号 29 番、30 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 29 番、30 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 15 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
21 番	この案件につきましても、今月 22 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号の 29 番、30 番は、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって議案第 3 号の 29 番、30 番は原案のとおり決しました。
議長	次の議案第 3 号 31 番、32 番につきましては、宗廣委員の事案が含まれておりますから、農業委員会法第 24 条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。
	(21 番宗廣委員退席)
議長	それでは、議案第 3 号の 31 番、32 番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 3 号 31 番、32 番を議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、別添調査書 16 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

3 番

この案件につきましては本来、地区担当農業委員は宗廣委員ですが、議事参与の関係上、退席しており利用調整会議におきましても私が代わりに地区担当委員として出席しておりますので、私の方からご説明いたします。本件は今年 22 日に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号の 31 番、32 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 3 号 31 番、32 番は原案のとおり可決されました。

(21 番宗廣委員着席)

議長

それでは、次に、議案第 3 号の 33 番、34 番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 3 号 33 番、34 番を議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、別添調査書 17 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

3 番

この案件につきましても、今年 22 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 33 番、34 番については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 3 号 33 番、34 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 3 号 35 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 35 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書 18 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
21 番	この案件につきましては、今年の 8 月に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 35 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 3 号 35 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 3 号 36 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 36 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書 18 ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
15 番	この案件につきましては、私が利用調整の地区担当をしましたので、私から説明します。本件は、先月の第 4 回総会において買入要請を行ったものです。譲受人は農地保有合理化法人であるため、今回の所有権移転については

	問題ないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりです。以上で説明を終わります。
議長	質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号の 36 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 3 号の 36 番を原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案第 4 号の 1 番について説明をいたします。
事務局	【議案第 4 号 1 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第 3 条調査書 1 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
18 番	去る 11 月 21 日、鬼頭委員、田邊委員、事務局とで現地を確認いたしましたが、周辺農地の影響はないものと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号の 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。議案第 4 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 4 号 2 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 4 号 2 番を議案書をもとに朗読】

事務局	この案件は、別添農地法第 3 条調査書 2 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
8 番	この案件につきましては、特に借主は意欲的に営農に取り組んでおり、特に問題ないと思います。以上で報告を終わります。
議長	質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 4 号 2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第 4 号 3 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 4 号 3 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第 3 条調査書 3 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
16 番	この案件につきましては、去る 11 月 22 日、山田委員、小原委員、事務局とで現地を確認しました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、この議案にあります賃借料でございますが、農地の状態及び立地条件などが良くないことから、この価格設定となっております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑に入ります。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号の 3 番については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 4 号の 3 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第４号の４番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第４号４番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書４ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
１２番	この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第４号の４番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第４号の４番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第４号５番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第４号５番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書５ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
２番	この案件につきましては、親から子への生前一括贈与でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第４号の５番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって、議案第４号の５番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第４号６番につきましては、齊藤一男委員の事案が含まれております。終了まで退席をお願いいたします。 (23 番齊藤一男委員退席)
議長	それでは、議案第４号の６番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第４号６番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件につきまして、別添農地法第３条調査書６ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
15 番	この案件は、本来、地区担当委員は齊藤一男委員ですが、議事参与にあたりますことから、私が現地を確認したので説明いたします。去る 11 月 22 日、山田委員、小原委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第４号の６番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第４号の６番は原案のとおり可決されました。 (23 番齊藤一男委員着席)
議長	それでは、次に議案第５号「現況証明について」を議題といたします。事務局から議案第５号の１番を説明いたします。
事務局	【議案第５号１番を議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当農業委員から説明をお願いします。
2 番	この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。去る 11 月 21 日に鬼頭委員、田邊委員、事務局とで農地・採草放牧地以外であるということをご確認をいただいております。なお、詳細につきましては、事務局のご説明のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号の 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 5 号の 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 5 号の 2 番について、事務局から議案の説明をいたします。
事務局	【議案第 5 号 2 番を議案書をもとに朗読】
議長	地区担当農業委員からの補足説明と報告をお願いいたします。
2 番	この案件につきましても、地目変更登記を目的として証明を求めるものがあります。去る 11 月 21 日に鬼頭委員、田邊委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということでご確認をいただいております。詳細につきましては、事務局のご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	議案第 5 号の 2 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって、議案第 5 号の 2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 5 号の 3 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 5 号 3 番を議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当農業委員から報告をお願いします。
11 番	この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。11 月 21 日に鬼頭委員、田邊委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということで確認をしております。詳細につきましては、事務局のご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号の 3 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって、議案第 5 号の 3 番は原案のとおり決しました。

議長 次に、協議案第 1 号「環太平洋経済連携協定交渉参加に反対する決議について」を議題といたします。農政部会長であります 5 番大道委員から発言を求められておりましたが、本日欠席でありますことから、副部会長の中島委員より発言を求められておりますので、お願いいたします。

18 番 議長のお許しをいただきましたので、大道委員に代わりまして提案理由の説明をさせていただきます。11 月 24 日、農政部会に開催しました。政府は 11 月に「TPP 交渉参加に向け関係国と協議に入る」ことを表明しました。これまで EPA・FTA 交渉で重要品目を例外扱いにしてきたこと。WTO 農業交渉では多様な農業の共存を訴えてまいりました。TPP に参加した場合には、国が定めた食料自給率の目標達成はおろか、食料の安全保障の観点からも大きな問題が懸念され、幕別はもとより我が国の農業および地域経済に壊滅的な影響を及ぼすものであります。幕別町農業委員会として、例外なき関税撤廃を原則とする TPP 交渉参加に断固反対する決議をいただきたく、提案するものです。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願いいたします。

議長 それでは、事務局から具体的に説明を申しあげます。

事務局 それでは私の方から内容の説明をさせていただきます。ただ今、中島農政副部会長より提案理由の説明がございました。環太平洋経済連携協定 (TPP) 交渉参加に反対する決議 (案) でございます。ページ数は 33 ページをご覧くださいと思います。

【協議案第 1 号、決議 (案) 文を朗読】

この決議につきましては、幕別町農業委員会として TPP 交渉参加に断固反対する決議であります。なお、決議がされまると会長、代理、農政部会長の 3 名で、後日、町と議会に対し、要請をして参りたいと考えております。よろしくご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長 ただ今、本件につきましては局長から具体的な説明がございました。本農業委員会として、あらためて、ここに決議をしたいという思いで提案をしているところであります。それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。それでは採決をいたします。協議案第 1 号につきましては、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって協議案第 1 号につきましては、全会一致で可決されました。

議長

議案は以上でございます。これをもちまして、第5回農業委員会総会を閉会します。

上記の会議の顛末を記たることに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

9 番

印

10 番

印

議長

印